

## 令和4（2022）年度当初予算の要求の考え方

3（2021）.10.15  
財 政 課

令和4（2022）年度当初予算は、「令和4（2022）年度当初予算編成方針」に基づき、「とちぎ行革プラン2021」（以下「行革プラン」という。）に掲げた取組を  
実行しながら、「令和4（2022）年度政策経営基本方針」により、「とちぎ未来創造  
プラン」及び「とちぎ創生15<sup>いちご</sup>戦略（第2期）」の着実な推進を図るとともに、  
「新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナにおける『新たな日常』への対  
応」など4つの重点事項を積極的に展開できるよう編成していく。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選  
択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙  
「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求され  
たい。

### 記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求  
基準額の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を  
加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組  
むという行革プランの趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの  
検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位の見極め  
を行った上で要求すること。  
なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、決算状況も踏まえながら、  
多額の不用額が生じている事業や優先順位の低い事業を積極的に廃止するなど大  
胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。  
また、職員給与も行政コストであることに鑑み、増員等を前提とする予算要求  
は、原則として認めない。
- 4 「重点戦略マネジメント」（以下「マネジメント」という。）において「要求  
を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示す  
るところにより要求すること。

5 行革プランに盛り込まれた取組項目については、改革効果が早期に発現するよう積極的に対応すること。

なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は新たな歳入確保に結び付く事業に係る要求については、別途協議に応じることとしていること。

6 新型コロナウイルス感染症への対応については、今後の状況が不透明なことから、別途通知するところにより要求すること。

なお、事業の予算化については、国の地方財政対策の状況等を踏まえ、予算編成過程で検討するとともに、速やかな対応が必要な場合は、令和3（2021）年度の補正予算への前倒しも検討することとしていること。

7 デジタルマーケティング事業等については、「令和4（2022）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和3（2021）年6月24日付けデジタル戦略課長・財政課長通知）に基づき、デジタル戦略課と協議の調ったものに限り要求すること。

また、各種イベントや広報・PR事業等については、施策効果の最大化等の観点から、従来の手法を見直し、更なるデジタル化を検討すること。なお、広報・PR事業費等については、別途把握する予定であること。

8 国の予算編成の状況を的確に把握し、要求への反映に努めること。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応のように、金額を明示しない「事項要求」がされている事業や、グリーン、デジタルなど、国が要求において「新たな成長推進枠」として別枠を設定し、予算の重点化を進めている事業については、国の動向如何により、県の予算編成が大きな影響を受けることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。

9 「栃木県庁働き方改革プロジェクト2021」の趣旨を踏まえ、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの見直しを図っていることから、これらを十分理解の上、編成作業の更なる効率化に努めること。